

令和8年度寒河江市特別支援教育就学奨励費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資するため、予算の範囲内において特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(就学奨励費の内容等)

第2条 就学奨励費の交付内容、年間交付及び交付時期は、別表のとおりとする。

(交付対象者)

第3条 就学奨励費の交付の対象となる者は、本市が設置する小学校又は中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者で、就学奨励費の区分ごとに別表に掲げるとおりとする。

(交付手続)

第4条 就学奨励費の交付を受けようとする児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第1号。以下「調書」という。）及び振込先口座届出書（様式第2号）に必要な書類を添付し、児童生徒が在籍する学校長（以下「学校長」という。）を経由して寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 学校長は、調書を受理したときは、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 教育委員会は、調書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、

交付の可否の決定を行い、その結果を学校長を通じて児童生徒の保護者に通知するものとする。

(保護者の報告手続)

第6条 規則第14条の規定にかかわらず、保護者は、就学奨励費のうち次の各号に掲げる項目の交付を受けようとするときは、同号に規定する申告書に必要書類を添付し、教育委員会が指定する期日までに、児童生徒が在籍する学校を通じて教育委員会に提出するものとする。

- (1) 学用品・通学用品購入費 学用品・通学用品購入実績申告書
- (2) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 新入学学用品・通学用品購入実績申告書

(学校長の報告手続)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、学校長は、就学奨励費のうち次の各号に掲げる項目の交付に児童生徒が該当するときは、同号に規定する報告書に必要書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行費 修学旅行に関する報告書(様式第3号)
- (2) 校外活動等参加費 特別支援教育就学奨励費に係る校外活動に関する報告書(様式第4号)

(就学奨励費の交付)

第8条 教育委員会は、第6条及び前条の規定により提出された申告書及び報告書に基づき、就学奨励費を算定するものとする。

- 2 就学奨励費の交付は、保護者が届出をした口座への振込により支給する。

(台帳の作成等)

第9条 学校長は、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳(様式第5号)を作成し、教育委員会から確認を受けるものとする。

- 2 学校長は、就学奨励費の交付の翌年度から起算して5年間、台帳を保管しなけ

ればならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。